

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

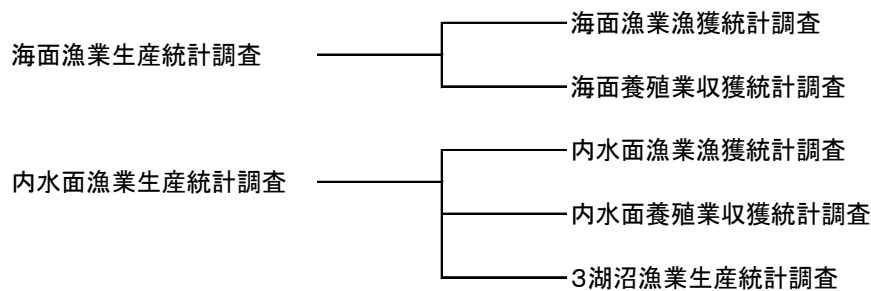
海面漁業生産統計調査及び内水面漁業生産統計調査は、我が国の海面漁業、海面養殖業、内水面漁業及び内水面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産基本計画における水産物の自給率目標の策定並びに資源の保存及び管理を行うための特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量(TAC)の設定等の水産行政に係る資料を整備することを目的としている。

2 調査の根拠法令

海面漁業生産統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた基幹統計調査として、海面漁業生産統計調査規則（昭和 27 年農林省令第 65 号）に基づき実施している。また、内水面漁業生産統計調査は、同法第 19 条第 1 項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査の体系

調査の体系は、次のとおりである。



4 調査の機構

海面漁業生産統計調査は農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター。以下同じ。）を通じて実施し、内水面漁業生産統計調査は農林水産省が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

5 調査の期間

この調査における調査期間は、令和 4 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間である。

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業した場合は、港に入港した日の属する年に含めて調査を実施した。

ただし、海面養殖業収獲統計調査に係るのり類及びかき類については、半年毎（1 月 1 日から 6 月 30 日、7 月 1 日から 12 月 31 日）に調査を実施した。

6 調査の対象

(1) 海面漁業生産統計調査

海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査）は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 5 項に基づく市町村指定（令和 2

年7月8日農林省告示第1280号)の区域内にある水揚機関を対象とし、水揚機関で把握できない場合に限り海面漁業経営体を対象とした。

また、外国の法人等に用船された漁船のうち漁獲物が内国貨物扱いされるものは調査対象とした。

(2) 内水面漁業生産統計調査

ア 内水面漁業漁獲統計調査

内水面漁業漁獲統計調査は、漁業権の設定等が行われている全ての河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）を調査範囲として実施した平成30年の調査結果に基づき、年間漁獲量50トン以上の河川・湖沼及び国の施策上調査が必要な河川・湖沼として農林水産省大臣官房統計部長が指定した河川・湖沼（113河川・21湖沼）を管轄する内水面漁業協同組合並びにこれらの河川及び湖沼で内水面漁業を営む経営体（内水面漁業協同組合に属するものを除く。）を対象とした。

なお、湖沼のうち、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦は、ウの対象とした。

イ 内水面養殖業収獲統計調査

内水面養殖業収獲統計調査は、全国のます類、あゆ、こい、うなぎ及びにしきごいを養殖する全ての内水面養殖業経営体を対象とした。

なお、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦は、ウの対象とした。

ウ 3湖沼漁業生産統計調査

3湖沼漁業生産統計調査は、①琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱う全ての水揚機関、②琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で漁業又は養殖業を営む全ての漁業経営体及び養殖業経営体を対象とした。

なお、本調査結果については、内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収獲統計調査結果の該当県（琵琶湖は滋賀県、霞ヶ浦及び北浦は茨城県）に含めて統計表章した。

7 調査区数・調査対象者数

(1) 海面漁業漁獲統計調査	：海面漁業調査区（水揚機関）	1,476（99.9%）
	海面漁業調査区（一括調査）	174（100%）
	往復郵送調査対象	93（86%）
(2) 海面養殖業収獲統計調査	：海面養殖業調査区（水揚機関）	805（100%）
	海面養殖業調査区（一括調査）	45（100%）
	往復郵送調査対象	525（98.7%）
(3) 内水面漁業漁獲統計調査	：水揚機関等	747（99.3%）
(4) 内水面養殖業収獲統計調査	：内水面養殖業経営体等	1,824（99.7%）
(5) 3湖沼漁業生産統計調査	：水揚機関等	127（100%）

※（）内の数値は有効回答率である。

8 調査事項

(1) 海面漁業漁獲統計調査

ア 海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）

- (ア) 漁業種類名
- (イ) 操業水域
- (ウ) 魚種別漁獲量

- イ 海面漁業漁獲統計調査票（一括調査用）
 - （ア） 漁ろう体数
 - （イ） 1 漁ろう体当たり平均出漁日数
 - （ウ） 1 漁ろう体 1 日当たり平均漁獲量
- (2) 海面養殖業収獲統計調査
 - ア 海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）
 - （ア） 養殖魚種別収獲量
 - （イ） 年間種苗販売量
 - （ウ） 年間投餌量（水揚機関のみ）
 - イ 海面養殖業収獲統計調査票（一括調査用）
 - （ア） 総施設面積
 - （イ） 1 施設当たり平均面積
 - （ウ） 1 施設当たり平均収獲量
- (3) 内水面漁業漁獲統計調査
 - ア 魚種別漁獲量
 - イ 天然産種苗採捕量
- (4) 内水面養殖業収獲統計調査
 - ア 魚種別収獲量（食用）
 - イ 魚種別種苗販売量
 - ウ 観賞魚販売量
- (5) 3 湖沼漁業生産統計調査
 - ア 漁業種類別魚種別漁獲量
 - イ 天然産種苗採捕量
 - ウ 養殖魚種別収獲量
 - エ 魚種別種苗販売量

9 調査の方法

- (1) 海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査

調査は、農林水産省－地方農政局等－（統計調査員）－報告者の調査系統で実施した。

 - ア 水揚機関
 - （ア） 統計調査員が、調査票又は電磁的記録を配布し、収集する自計報告の方法又はオンライン調査の方法
 - （イ） 統計調査員が水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法
 - （ウ） 統計調査員による面接聞き取り（他計報告）の方法
 - イ 海面漁業経営体

地方農政局等の職員が、調査票を郵送により配布又は電磁的記録を配布し、収集する自計調査の方法又はオンライン調査の方法
 - ウ 一括調査

統計調査員が、調査票又は電磁的記録を配布し、収集する自計報告又はオンライン調査の方法、又は、統計調査員による面接聞き取り（他計報告）の方法

- (2) 内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査
調査は、農林水産省－民間事業者－報告者の調査系統で実施した。
これらの調査は、調査対象が調査票の配布及び回収方法を自由に選択できることとし、調査実施前に、民間事業者が各報告者に確認を行い、次に掲げる方法により行った。
- ア 調査対象者が自計調査を選択した場合
- (ア) 民間事業者が郵送により又は民間事業者が任命した調査員が調査票を配布し、郵送、FAX又は統計調査員が回収する方法
- (イ) オンライン調査による方法
- イ 調査対象者が他計調査を選択した場合
民間事業者が任命した統計調査員による面接調査の方法

10 集計方法

(1) 海面漁業生産統計調査

- 海面漁業生産統計調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織において行った。
- ア 地方農政局等から報告された水揚機関及び海面漁業経営体の調査結果を積み上げ、全国・都道府県・大海区別に集計した。なお、集計値は、海面漁業経営体の所在地に計上している。
- イ 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、上記、調査の方法の調査に代えて、漁獲成績報告書等により取りまとめた結果を計上した。
- ウ 水揚機関で魚種別生産量等を把握できない場合は、一括調査で1漁ろう体1日当たり平均漁獲量、1施設当たり平均収獲量等を把握し、その結果を基に推計し計上した。

(2) 内水面漁業生産統計調査

- 内水面漁業生産統計調査の集計は、民間事業者において行った。
- ア 内水面漁業漁獲統計調査は、原則として内水面漁業経営体が漁獲した河川及び湖沼ごとに計上した。
- イ 内水面養殖業収獲統計調査は、内水面養殖業経営体の事業所の所在地に計上した。
- ウ 3湖沼漁業生産統計調査は、内水面漁業経営体が漁獲又は養殖業経営体が収獲した3湖沼に所在する県に含めて計上した。

(3) 漁業・養殖業水域別生産統計

この調査結果は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所及び東北区水産研究所が把握する漁業種類の漁獲量データを参考にして国際連合食糧農業機関(FAO)が定める水域区分別に組み替えたものである。

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業した場合は、港に入港した日の属する年に含めて調査を行った。したがって、FAO統計に掲載されている数値とは異なる(FAO統計では、かつお・まぐろ等について、漁獲成績報告書等に基づいた数値を利用し、漁獲した日の属する年に計上されている。)。

注： (1)及び(2)の調査において、調査報告のなかった調査対象の数値については、調査結果に計上していない。

11 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度の算出を行っていない。

12 用語の定義及び約束

(1) 海面漁業漁獲統計調査

ア 海面漁業

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において水産動植物を採捕する事業（くじら類、いるか類以外の海獣を猟獲する事業を除く。）をいう。

イ 遠洋漁業

遠洋底びき網漁業、以西底びき網漁業、大中型 1 そうまき遠洋かつお・まぐろまき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、大西洋等はえ縄等漁業、遠洋かつお一本釣漁業及び沖合いか釣漁業（沖合漁業に属するものを除く。）（各漁業の定義は、それぞれ本調査の漁業種類分類の定義（15 の(2)のアを参照）に定めるところによる。ウ及びエにおいても同じ。）をいう。

ウ 沖合漁業

沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、大中型 1 そうまきその他のまき網漁業、大中型 2 そうまき網漁業、中・小型まき網漁業、さけ・ます流し網漁業、かじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、近海まぐろはえ縄漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、東シナ海はえ縄漁業、近海かつお一本釣漁業、沿岸かつお一本釣漁業、沖合いか釣漁業（遠洋漁業に属するものを除く。）、沿岸いか釣漁業、日本海べにずわいがに漁業及びずわいがに漁業をいう。

エ 沿岸漁業

船びき網漁業、その他の刺網漁業（遠洋漁業に属するものを除く。）、大型定置網漁業、さけ定置網漁業、小型定置網漁業、その他の網漁業、その他のはえ縄漁業（遠洋漁業又は沖合漁業に属するものを除く。）、ひき縄釣漁業、その他の釣漁業及びその他の漁業（遠洋漁業又は沖合漁業に属するものを除く。）をいう。

なお、海面漁業の部門別（遠洋漁業、沖合漁業及び沿岸漁業）の漁獲量は、平成 19 年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成 19 年から 22 年までの数値は推計値であり、平成 23 年以降の調査については「イ 遠洋漁業」、「ウ 沖合漁業」及び「エ 沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量（太平洋底刺し網等漁業、大西洋等はえ縄等漁業、東シナ海はえ縄漁業、日本海べにずわいがに漁業及びずわいがに漁業の内訳については、水産庁から提供を受けたもの）を積み上げたものである。

オ 漁業経営体

利潤又は生活の資を得るために海面漁業を営む世帯又は事業所をいう。

カ 水揚機関

生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等の事業所で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。

キ 漁獲量

漁ろう作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用（食用又は贈答用）、自家加工用、販売活餌等を含む。ただし、次のものは除外した。

なお、単位は、原則としてトンで計上した。

(ア) 操業中に丸のまま海中に投棄したもの

(イ) 沈没により滅失したもの

(ウ) 自家用の漁業用餌料（たい釣のためのえび類、敷網等のためのあみ類等）として採捕し

たもの

(エ) 自家用の養殖用種苗として採捕したもの

(オ) 自家用肥料に供するために採捕したもの（主として海藻類、かしぱん、ひとで類等）

なお、船内で加工された塩蔵品、冷凍品、缶詰等はその漁獲物を採捕時の原形重量に換算した。

(カ) 官公庁、学校、試験研究機関等による水産動植物の採捕

調査、訓練、試験研究等を目的として、官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物の採捕の事業のうち、生産物の販売を伴わないもの

(2) 海面養殖業収獲統計調査

ア 海面養殖業

海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収獲する事業をいう。

なお、海面養殖業には、海面において、魚類を除く水産動植物の採苗を行う事業を含み、次のものは除外した。

(イ) 蓄養

価格維持又は収獲時若しくは購入時と販売時の価格差による収益をあげることが目的として、水産動物をいけす等に収容し、育成は行わず一定期間生存させておく行為をいう。

(ロ) 増殖事業

天然における水産動植物の繁殖、資源の増大を目的として、水産動植物の種苗採取、ふ化放流等を行う事業をいう。

(ハ) 釣堀

水産動物をいけす等に収容し、利用者から料金を徴収して釣等を行わせるサービス業をいう。ただし、釣堀を営むために業者自らが水産動物類の養殖を行っている場合は、釣堀に供するまでの段階を養殖業として扱う。

(ニ) 官公庁、学校、試験研究機関等による水産動植物の養殖

調査、訓練、試験研究等を目的として、官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物の養殖の事業のうち、生産物の販売を伴わないものをいう。

イ 漁業経営体

利潤又は生活の資を得るために海面養殖業を営む世帯又は事業所をいう。

なお、真珠養殖における経営体とは、母貝仕立て（挿核準備）、挿核施術から施術後の貝の養成、管理を一貫して行うものをいう。

ウ 施設面積

海面養殖業を営むために築堤等で区切った海面、海面に敷設した施設又は陸上に設けられた施設の面積（養殖施設の投影面積の合計）をいう。

エ 水揚機関

(1)の力に同じ。

オ 養殖収獲量等の計上方法

(イ) 魚類養殖及び水産動物類養殖

a 養殖収獲量

収獲した量（種苗養殖による収獲を除く。）をトン単位で計上した。

b 投餌量

養殖のために投与した餌料の量をいい、トン単位で計上した（種苗養殖のために投与

した餌料は含めない。) 。

なお、投餌量は養殖合計及びその内訳としてぶり類及びまだいを調査した。

(イ) かき類

殻付き重量をトン単位で計上した。

なお、平成 23 年までは殻付き重量及びむき身重量を表章していたが、平成 24 年から殻付き重量のみを表章することとした。

また、計上期間は暦年（1 月から 12 月まで）、養殖年度（7 月から翌年 6 月まで）及び半期（1 月から 6 月まで、7 月から 12 月まで及び翌年 1 月から 6 月まで）とした。ただし、翌年 1 月から 6 月までは概数である。

(ウ) ほたてがい及びその他の貝類養殖

殻付き重量をトン単位で計上した。

(エ) のり類

板のり及びばらのりの干重量を生重量換算したものにその他（生重量）を加え、トン単位で計上した。

また、計上期間は暦年（1 月から 12 月まで）、養殖年度（7 月から翌年 6 月まで）及び半期（1 月から 6 月まで、7 月から 12 月まで及び翌年 1 月から 6 月まで）とし、板のりは 1,000 枚単位で、ばらのり及びその他はトン単位で計上した。ただし、翌年 1 月から 6 月までは概数である。

(オ) こんぶ類養殖、わかめ類養殖及びその他の海藻類養殖

生重量をトン単位で計上した。

なお、干製品で調査したものは生重量に換算した。

(カ) 真珠養殖

収獲された真珠のうち、販売に供し得ないくず玉を除き、キログラム単位で計上した。

カ 種苗養殖

種苗養殖とは、次の種苗養殖（自家用を除く。）をいう。

(ア) ぶり類種苗養殖

(イ) まだい種苗養殖

(ウ) ひらめ種苗養殖

(エ) 真珠母貝養殖

(オ) ほたてがい種苗養殖

(カ) かき類種苗養殖

(キ) くるまえばい種苗養殖

(ク) わかめ類種苗養殖

(ケ) のり類種苗養殖

キ 種苗販売量

カのうち、養殖用、増殖用等として販売した量をいう。

ぶり類種苗、まだい種苗、ひらめ種苗及びくるまえばい種苗は、1,000 尾単位で計上した。

真珠母貝は、トン単位で計上した。

ほたてがい種苗は、1,000 粒単位で計上した。

かき類種苗は、1,000 連単位で計上した（1 連は貝がら 60 個）。

わかめ類種苗は、種縄又は種糸の長さを 1,000m 単位で計上した。

のり類種苗は、網ひびは全国標準規格として 18.2m×1.5m を 1 枚に換算し 1,000 枚単位で、貝がらは 1,000 個単位で計上した。

(3) 内水面漁業漁獲統計調査

ア 内水面漁業

公共の用に供する水面のうち内水面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

イ 内水面漁業経営体

内水面漁業を営む世帯又は事業所をいう。

ウ 漁獲量

利潤又は生活の資を得るために生産物の販売を目的として内水面漁業により採捕された水産動植物の採捕時の原形重量をいい、自家消費を含むが、投棄した数量及び農家等が肥料用に採捕した藻類等の数量は販売しない限り除外した。

なお、単位はトンで計上した。

(4) 内水面養殖業収獲統計調査

ア 内水面養殖業

一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成し、収獲する事業をいう。ただし、(2)のアに掲げるもの及び次に掲げるものは除外した。

(ア) 水田養魚

水田（当該調査年に全く水田として利用しないで専ら養殖池として利用したものを除く。）又は稲を植える前若しくは刈り取った後の空田を利用して養魚を行う事業をいう。

(イ) 観賞魚

観賞魚（にしきごいを除く。）の育成を行う事業をいう。

なお、にしきごいについては、令和元年に調査項目に追加した。

(ウ) 内水面においてかん水を用いる養殖業

内水面においてかん水（海水等の塩分を含んだ水をいう。）を用いる養殖業をいう。ただし、あゆの種苗をかん水を用いて生産し販売を行った場合は、調査の対象とし、種苗販売量に含めた。

イ 内水面養殖業経営体

内水面養殖業を営む世帯又は事業所をいう。

ウ 収獲量

内水面養殖業により食用を目的に収獲した数量をいい、自家用（食用）を含む。

養殖収獲量は、収獲時の原形重量により計上し、種苗販売量は含めない。

なお、単位はトンで計上した。

エ 種苗販売量

増殖用（放流を含む。）又は養殖用の種苗生産（中間育成を除く。）を目的として、内水面漁業により採取された卵又は養殖された稚魚のうち販売された数量をいう。

稚魚は1,000尾単位で、卵は1,000粒単位で計上した。

オ 観賞魚販売量（にしきごい）

観賞用を目的として、内水面で養殖（卵又は稚魚から観賞用サイズまで育てること）を行い販売した数量をいう。

なお、観賞魚販売量（にしきごい）は、令和元年に調査項目に追加した。

(5) 漁業・養殖業水域別生産統計

国際連合食糧農業機関（F A O）が定める世界水域区分図は15の(6)に掲載している。

13 利用上の注意

(1) 調査対象の変更

内水面漁業生産統計調査の調査対象河川及び湖沼については、平成24年から25年までは108河川24湖沼、平成26年から30年までは112河川24湖沼、令和元年から4年までは113河川24湖沼を調査対象とした。

なお、内水面漁業の調査範囲を販売を目的として漁獲された量のみとし、遊漁者（レクリエ

ーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの)による採捕量は含めていない。

(2) 捕鯨業による鯨類は漁獲量に含めておらず、単位は頭で計上している。

(3) 単位及び記号の表示

ア 単位

表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

イ 記号

この報告書に使用した記号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：漁獲量 0.4 トン→0 トンなど）

「―」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

(4) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

ただし、内水面漁業漁獲量については、調査対象者数が2以下であっても当該調査対象から同意が得られた場合は、秘匿措置を講じていない。

(5) この統計表に掲載された数値を他に掲載する場合は、「令和4年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省）による旨を記載してください。

(6) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類「水産業」の「海面漁業生産統計調査」及び「内水面漁業生産統計調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

海面漁業生産統計調査

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/#r

内水面漁業生産統計調査

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/naisui_gyosei/#r

14 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課 漁業生産統計班

電 話：（代表） 03-3502-8111 内線 3687

（直通） 03-3502-8094

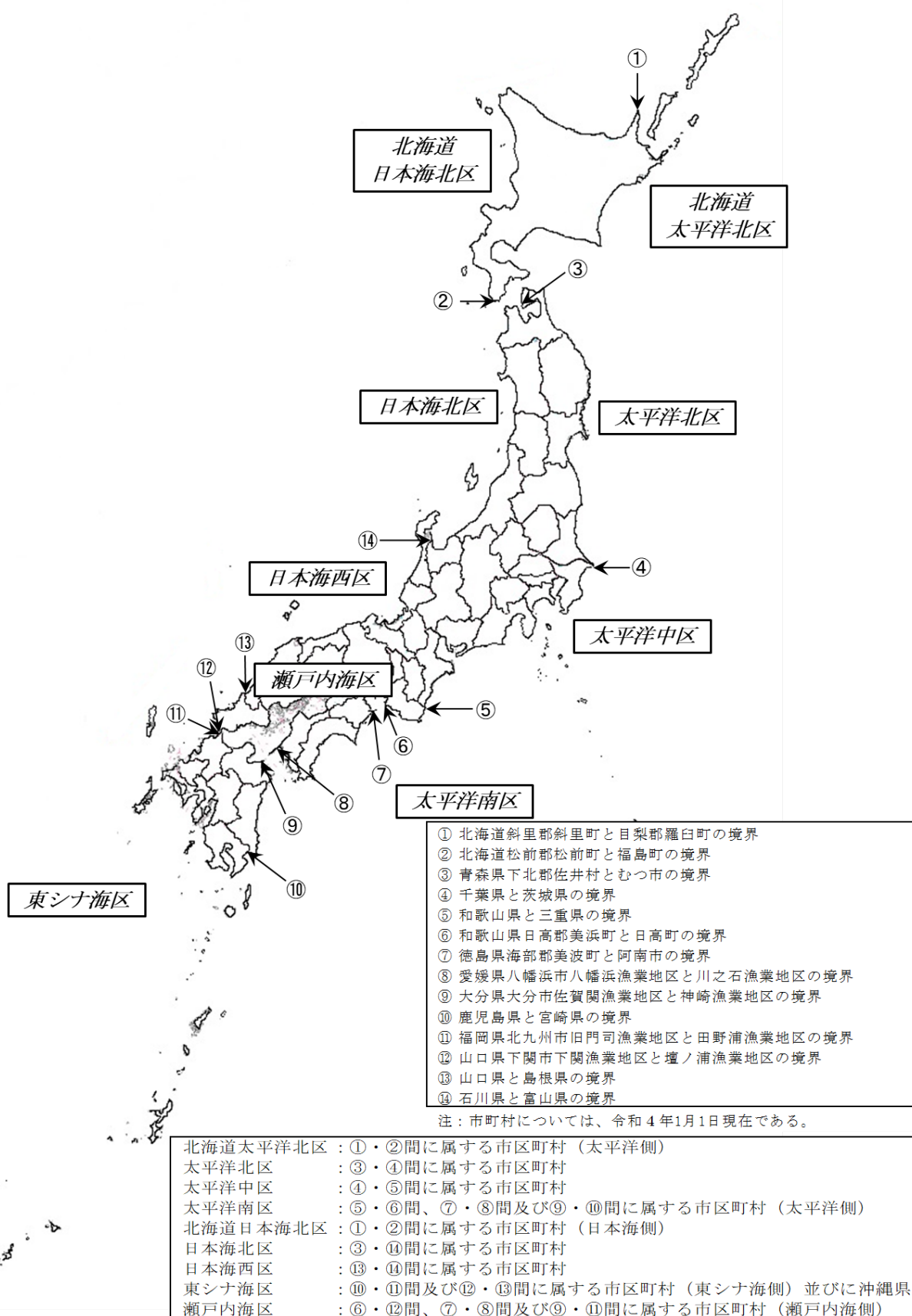
※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>

15 参考事項

(1) 大海区区分図

大海区区分は、漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分（水域区分ではなく地域区分）である。



(2) 海面漁業漁獲統計調査に用いる分類の定義

ア 漁業種類分類の定義

漁業種類名			定義	内容例示
網 漁 業	底 び き 網	遠洋底びき網	北緯 10 度 20 秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数 15 トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（大臣許可漁業） イ 北緯 25 度 17 秒以北の東経 152 度 59 分 46 秒の線 ロ 北緯 25 度 17 秒東経 152 度 59 分 46 秒の点から北緯 25 度 15 秒東経 128 度 29 分 53 秒の点に至る直線 ハ 北緯 25 度 15 秒東経 128 度 29 分 53 秒の点から北緯 25 度 15 秒東経 120 度 59 分 55 秒の点に至る直線 ニ 北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線	
		以西底びき網	北緯 10 度 20 秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域において総トン数 15 トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（大臣許可漁業） イ 北緯 33 度 9 分 27 秒以北の東経 127 度 59 分 52 秒の線 ロ 北緯 33 度 9 分 27 秒東経 127 度 59 分 52 秒の点から北緯 33 度 9 分 27 秒東経 128 度 29 分 52 秒の点に至る直線 ハ 北緯 33 度 9 分 27 秒東経 128 度 29 分 52 秒の点から北緯 25 度 15 秒東経 128 度 29 分 53 秒の点に至る直線 ニ 遠洋底びき網のハ及びニの線	
		沖合底びき網	北緯 25 度 15 秒東経 128 度 29 分 53 秒の点から北緯 25 度 17 秒東経 152 度 59 分 46 秒の点に至る直線以北、以西底びき網のイ、ロ及びハから成る線以東、東経 152 度 59 分 46 秒の線以西の太平洋の海域において総トン数 15 トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（大臣許可漁業）	
		小型底びき網	総トン数 15 トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（知事許可漁業）	かけまわし、2 そうびき、板びき網、えびこぎ網、戦車こぎ網、けた網（貝、えび等）、まんが、打瀬網（帆、潮）
	船びき網		海底以外の中層若しくは表層をえい網する網具（ひき回し網）又は停止した船（いかりで固定するほか、潮帆又はエンジンを使用して対地速度をほぼゼロにしたものを含む。）にひき寄せる網具（ひき寄せ網）を使用して行う漁業（瀬戸内海において総トン数 5 トン以上の動力漁船を使用して行うものは、知事許可漁業）	ぱっち網、2 そうびき船びき網、浮きひき網、吾智（＝ごち）網、船びき網（錨（＝いかり）どめ）

ア 漁業種類分類の定義（続き）

漁 業 種 類 名					定 義		内 容 例 示
網 漁 業	ま ぎ き 網	大 中 型 ま き 網	1	遠洋かつお・まぐろまき網	総トン数40トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業（大臣許可漁業）	1 そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、遠洋（太平洋中央海区（東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179度59分43秒の線及び東経179度59分43秒以東の北緯40度16秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。））又はインド洋海区（南緯19度59分35秒以北（ただし、東経95度4秒から東経119度59分56秒の間の海域については、南緯9度59分36秒以北）のインド洋の海域）で操業するもの	
			その他			1 そうまきで大中型遠洋かつお・まぐろまき網に係る海域以外で操業するもの	
			2 そうまき網			2 そうまきで行うもの	
			中・小型まき網			大臣許可漁業以外のまき網（総トン数5トン以上40トン未満の船舶により行う漁業は、知事許可漁業）	縫い切り網、しばり網、瀬びき網
		（ 刺 網 ）	さけ・ます流し網		流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（総トン数30トン以上の動力漁船により行うものは大臣許可漁業、30トン未満の動力漁船により行うものは知事許可漁業）		
	かじき等流し網		総トン数10トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業（大臣許可漁業）				
	その他の刺網		流し網又は刺網を使用して行う漁業でさけ・ます流し網及びかじき等流し網以外のもの（太平洋の公海（我が国又は外国の排他的経済水域を除く。）において動力漁船により行うものは、大臣許可漁業）	中層刺網、底刺網、浮き刺網、流し網、まき刺網、こぎ刺網、太平洋底刺し網、日ロ民間操業による刺網漁業			
	敷 網	さんま棒受網		棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業（北緯34度54分6秒の線以北、東経139度53分18秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）において総トン数10トン以上の動力漁船により行うものは、大臣許可漁業）			

漁業種類名			定義	内容例示
網漁業 (続き)	定置網	大型定置網	漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル（沖縄県にあっては、15メートル）以上であるもの（瀬戸内海におけるます網漁業並びに陸奥湾（青森県焼山崎から同県明神崎灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）	
		さけ定置網	漁具を定置して営む漁業であって、北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの	
		小型定置網	定置網であって大型定置網及びさけ定置網以外のもの	ます網、つぼ網、角建網
	その他の網漁業		網漁業であって底びき網、船びき網、まき網、刺網、敷網及び定置網以外のもの ○ 陸岸にひき寄せる網具を使用して行う漁業 ○ 敷網を使用して行う漁業であってさんま棒受網以外のもの ○ その他	地びき網 張り網、四つ手網、棒受網（あじ、さば等）、込ませ網、あんこう網、（沖縄式）追込み網 建干し網、建切り網、たもすくい（さば）、すくい網、投網
釣漁業	はまぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄	総トン数120トン（昭和57年7月17日以前に建造され、又は建造に着手されたものにあつては、80トン。以下釣漁業の項において同じ。）以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業（大臣許可漁業）	
		近海まぐろはえ縄	総トン数10トン（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）にあつては、総トン数20トン）以上120トン未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業（大臣許可漁業）	
		沿岸まぐろはえ縄	浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業であって遠洋まぐろはえ縄及び近海まぐろはえ縄以外のもの（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海並びに北海道稚内市宗谷岬突端を通る経線以西、長崎県長崎市野母崎突端を通る緯線以北の日本海の海域を除く。）において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行うものは、届出漁業）	

ア 漁業種類分類の定義（続き）

漁業種類名			定 義	内 容 例 示		
釣 漁 業 （ 続 き ） の 釣	はえ縄（続き）	その他のはえ縄		はえ縄を使用して行うまぐろはえ縄以外の漁業（東シナ海の海域において総トン数10トン以上の動力漁船により行うもの、大西洋又はインド洋の海域において動力漁船により行うもの及び太平洋の公海（我が国又は外国の排他的経済水域を除く。）において動力漁船により行うものは、大臣許可漁業）	まぐろ類以外の魚を目的とする浮きはえ縄、底はえ縄立てはえ縄（立て縄釣は、「その他の釣」）、ふぐはえ縄	
		はえ縄	か	遠洋かつお一本釣	総トン数120トン以上の動力漁船により、釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（大臣許可漁業）	
	つ			近海かつお一本釣	総トン数10トン（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）にあつては、総トン数20トン）以上120トン未満の動力漁船により、釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（大臣許可漁業）	
			お	一本釣	沿岸かつお一本釣	釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業であつて遠洋かつお一本釣及び近海かつお一本釣以外のもの
	い				沖合いか釣	総トン数30トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業（大臣許可漁業）
			か	沿岸いか釣	釣りによっていかをとることを目的とする漁業であつて沖合いか釣以外のもの（総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船により行うものは、届出漁業）	
	の			ひき縄釣	ひき縄を使用して行う漁業（かつお又はまぐろをとることを主たる目的とするものを含む。）	ひき縄、ひき縄釣、ひき釣、けんけん
			その他の釣	はえ縄以外の釣漁業であつてかつお一本釣、いか釣及びひき縄釣以外のもの	手釣、竿釣、一本釣、立て縄釣、たる流し釣飼付け漁業、鳥付きこぎ釣漁業、小釣、五目釣、釣具によりさばをとることを目的とする漁業	

漁業種類名		定義	内容例示
その他の漁業	その の 他 の 漁 業	前記以外の全ての漁業 ○ 採貝・採藻	貝かご、貝突き漁業、見突き漁、腰まき、大まき貝はさみ漁
		○ 潜水器を使用して行う漁業	潜水器漁業、簡易潜水器漁業
		○ 針に引っかけてとるもの	文鎮こぎ、空釣縄、たこいさり
		○ 捕鯨業以外のほこ、もり等で突き刺してとるもの	突きん棒、貝を除く見突き
		○ かぎ、鎌等で引っかけてとるもの	たこかぎ、うなぎ鎌
		○ 採藻以外のはさむ、ねじる等の方法によるもの	うなぎはさみ
		○ えり漁業	すだて、羽瀬
		○ うけ、筒、箱又はかごを使用しているもの（採貝を除く。次に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とするものは大臣許可漁業、総トン数10トン以上の動力漁船によりかごを使用してずわいがにをとることを目的とするもの及び大西洋又はインド洋の海域において動力漁船によりかごを使用して行うものは大臣許可漁業）	たこつぼ、かにかご、あなご筒
		イ 北緯41度20分9秒の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水	
		ロ 北緯41度20分9秒の線以南、次に掲げる線から成る線以东の日本海の海域 （1）北緯41度20分9秒東経137度59分48秒の点から北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点に至る直線 （2）北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点から北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点に至る直線 （3）北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点から北緯37度30分10秒東経133度59分50秒の点に至る直線 （4）北緯37度30分10秒以南の東経133度59分50秒の線	
		○ 木、竹、わら等を海中に敷設しているもの	柴浸け、いか巣びき、さんま手づかみ（釣具、ひき縄等を使用する場合は、該当する漁業種類に分類する。）

イ 魚種分類の定義

魚 種 分 類			定 義 等 (標 準 和 名 <通 称・地 方 名>)
魚	ま ぐ ろ 類	くろまぐろ	くろまぐろ<ほんまぐろ>、めじ、よこわ
		みなみまぐろ	みなみまぐろ<いんどまぐろ>
		びんなが	びんなが<びんちょう、とんぼ>
		めばち	めばち<だるま>
		きはだ	きはだ<きめじ>
		その他のまぐろ類	こしなが〔前記以外のまぐろ属及び分類不能のまぐろ属〕(いそまぐろは、その他の魚類)
	か じ き 類	まかじき	まかじき
		めかじき	めかじき
		くろかじき類	くろかじき<くろかわ>、しろかじき<しろかわ>、〔くろかじき属〕
		その他のかじき類	ばしょうかじき、ふうらいかじき〔前記以外のまかじき科〕
	か つ お 類	かつお	かつお
		そうだがつお類	ひらそうだ、まるそうだ〔そうだがつお属〕
	さめ類		よしきりざめ、あぶらつのざめ、ほしざめ、しろざめ等（さかたざめは、えい類）
	さ ま け す ・ 類	さけ類	さけ<しろざけ>、べにざけ<べにます>、ぎんざけ、ますのすけ<キングサーモン>
ます類		からふとます<せっぱり>、さくらます<まます、おおめます>	
このしろ		このしろ<こはだ>	
にしん		にしん	
い わ し 類	まいわし	まいわし	
	うるめいわし	うるめいわし	
	かたくちいわし	かたくちいわし<せぐろ>	
	しらす	いわし類の稚仔（＝ちし）魚であって、35ミリメートル以下程度のもの（混獲されたいわし類以外の稚仔魚を含む。）	
あ じ 類	まあじ	まあじ	
	むろあじ類	むろあじ、まるあじ、おあかむろ、もろ、くさやむろ〔むろあじ属〕	
さば類		まさば<ひらさば>、ごまさば<まるさば>〔さば属〕	
さんま		さんま	
ぶり類		ぶり<はまち、わかし、いなだ、わらさ、つばす、ふくらぎ>、ひらまさ、かんぱち〔ぶり属〕	

注：〔 〕は、綱、目、科、属を示し、当該綱、目、科、属に含まれる全ての魚種を含む。種名で示したものは、当該魚種に限る。

魚 種 分 類			定 義 等 (標 準 和 名 <通 称・地 方 名>)
魚	ひらめ・かれい類	ひらめ	ひらめ
		かれい類	ひらめを除くかれい目の魚（まがれい、さめがれい、やなぎむしがれい、あかがれい、まこがれい、あぶらがれい、そうはちがれい、めいたがれい、いしがれい、こがねがれい、おひょう、ひれぐろ（なめたがれい）、うしのした類等）
	たら類	まだら	まだら
		すけとうだら	すけとうだら<すけそう>
	ほっけ		ほっけ〔ほっけ属〕
	きちじ		きちじ<きんき、きんきん>〔きちじ属〕
	はたはた		はたはた
	にぎす類		にぎす、かごしまにぎす
	あなご類		まあなご、くろあなご〔くろあなご属〕
	たちうお		たちうお
（	た い 類	まだい	まだい
		ちだい	ちだい<はなだい、ちこだい>〔ちだい属〕
		きだい	きだい<れんこだい>〔きだい属〕
		くろだい	くろだい<ちぬ、かいず>、きちぬ<きびれ>〔くろだい属〕
		へだい	へだい〔へだい属〕
続	いさき		いさき（しまいさき、やがたいさき等は、その他の魚類）
	さわら類		さわら、うしさわら<おきさわら>、よこしまさわら、かますさわら〔さわら属、かますさわら属〕 （バラクーダ（遠洋底びき網のおきさわら）は、その他の魚類）
	すずき類		すずき<せいご、ふっこ>、ひらすずき〔すずき属〕
	いかなご		いかなご<こうなご、めろうど>
	あまだい類		しろあまだい、あかあまだい<ぐじ>、きあまだい〔あまだい属〕
き	ふぐ類		とらふぐ、まふぐ、からす、ひがんふぐ、しょうさいふぐ、さばふぐ〔とらふぐ属、さばふぐ属〕
	その他の魚類		前記のいずれにも分類されない魚類（めぬけ類、にべ・ぐち類、えそ類、いぼだい、はも、えい類、しいら類、とびうお類、ぼら類、ほうぼう類、あんこう類、きんめだい類、こち類、さより類、おにおこぜ類、めばる類、きす類、はぎ類、かながしら類等）
）			

イ 魚種分類の定義（続き）

魚 種 分 類		定 義 等（標 準 和 名＜通 称・地 方 名＞）
え び 類	いせえび	いせえび
	くるまえび	くるまえび
	その他のえび類	前記のいずれにも分類されないえび類（ほっこくあかえび、こうらいえび＜大正えび＞、ぼたんえび等）
か に 類	ずわいがに	ずわいがに＜まつばがに、えちぜんがに＞（まるずわいがにには、その他のかに類）
	べにずわいがに	べにずわいがに
	がざみ類	がざみ、ひらつめがに、たいわんがざみ、じゃのめがざみ〔わたりがに科〕
	その他のかに類	前記のいずれにも分類されないかに類（たらばがに、けがに、はなさきがに、まるずわいがに、いばらがに、あさひがに、あぶらがに等）
おきあみ類		なんきょくおきあみを除くおきあみ類〔おきあみ属〕
貝 類	あわび類	くろあわび、えぞあわび、まだか、めがい（とこぶしは、その他の貝類）
	さざえ	さざえ
	あさり類	あさり、ひめあさり〔あさり属〕
	ほたてがい	ほたてがい
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類（はまぐり類、うばがい（ほっきがい）、ざるぼう（もがい）、つぶ、ばい、ばかがい、たいらぎ、ばかがい、とりがい、あかがい、いたやがい、とこぶし等）
い か 類	するめいか	するめいか
	あかいかが	あかいかが＜むらさきいか、ばかいかが＞（けんさきいかは、その他のいか類）、あめりかおおあかいかが
	その他のいか類	前記のいずれにも分類されないいか類（こういか類（こういか、しりやけいか、かみなりいか＜もんごういか＞、こぶしめ〔こういか科〕）、やりいか、けんさきいか、そでいか、あおりいか、ほたるいか、ニュージーランドするめいか、まついか等）
たこ類		まだこ、みずだこ、いいだこ〔まだこ科〕
なまこ類		まなまこ（あかなまこ、あおなまこ、くろなまこ）、きんこ〔なまこ綱〕
うに類		ばふんうに、えぞばふんうに、むらさきうに、きたむらさきうに、あかうに〔うに綱〕
海産ほ乳類		いるか類及びくじら類（捕鯨業により捕獲されたものを除く。）
その他の水産動物類		前記のいずれにも分類されない水産動物類（なんきょくおきあみ、しゃこ、さんご、餌むし等）
海 藻 類	こんぶ類	まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ〔こんぶ属〕
	その他の海藻類	前記のいずれにも分類されない海藻類（わかめ類（わかめ、ひろめ、あおわかめ〔わかめ属〕）、ひじき、てんぐさ類（まくさ、ひらくさ、おにくさ、ゆいきり＜とりのあし＞〔てんぐさ科〕）、ふのり類、あまのり類、とさかのり、おごのり、あらめ、かじめ等）

(3) 海面養殖業収獲統計調査に用いる分類の定義

ア 養殖方法分類の定義

養 殖 方 法	定 義	内 容 例 示
築堤式	入江、湾等の海面を堤防で区切って養殖を行うもの	魚類、くるまえば等の養殖に用いられる。
網仕切式	入江、湾等の海面を網で仕切るか又は一定の海面を網で囲んで養殖を行うもの	魚類、くるまえば等の養殖に用いられる。
小割式	海面にいけす網、いけす箱等を浮かべるか又は中層に懸垂して養殖を行うもの	魚類、たこ類等の養殖に用いられる。
いかだ式	いかだに種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい、あわび類、わかめ類等の養殖に用いられる。 なお、わかめ類養殖等でみられる3～4mの間隔で浮き竹をロープでつないだものも、いかだ式に含める。
垂下式	海底に丸太、竹等の杭を立て、これに木、竹等を渡し、種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい等の養殖に用いられる。
はえ縄式	樽、合成樹脂製浮子等を使用して、海面に縄を張り、これに種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい、真珠、わかめ類等の養殖に用いられる。
地まき式	海底に種苗をまいて養殖を行うもの	かき類養殖に用いられる。
網ひび式	網ひびに種苗を付着させて養殖を行うもので、支柱式と浮き流し式がある。	のり類養殖に用いられる。
支柱式	海底に支柱を立て、これに網ひびを所定の高さに張り養殖を行うもの	
浮き流し式	海面に浮かせた枠に網ひびを張り養殖を行うもの	地方により「ベタ流し」、「沖流し」とも呼ばれる。 なお、「浮上いかだ式」を含む。
そだひび式	そだ（＝切り取った竹や木の枝）に種苗を付着させて養殖を行うもの	かき類養殖に用いられる。
コンクリート水槽式	陸上のコンクリート水槽に、動力で海水を揚水し、曝気（＝ばっき）装置を設け、海水の流れを図り養殖を行うもの	魚類、くるまえば等の養殖に用いられる。
その他	前記以外の養殖方法で行うもの	

イ 養殖魚種分類の定義

養 殖 魚 種			定 義 等（標 準 和 名）
魚 類	ぎんざけ		ぎんざけ
	ぶ り	ぶり	ぶり
		かんぱち	かんぱち
		その他のぶり類	前記のいずれにも分類されないぶり類（ひらまさ等）
	まあじ		まあじ
	しまあじ		しまあじ
	まだい		まだい
	ひらめ		ひらめ
	ふぐ類		とらふぐ、まふぐ〔とらふぐ属〕
	くろまぐろ		くろまぐろ
	その他の魚類		前記のいずれにも分類されない魚類（ちだい、くろだい、かわはぎ等）
	貝 類	ほたてがい	
かき類		まがき、いたぼがき、すみのえがき、いわがき〔いたぼがき科〕	
その他の貝類		前記のいずれにも分類されない貝類（いたやがい、ひおうぎがい等）	
くるまえび		くるまえび	
ほや類		まぼや、あかぼや	
その他の水産動物類		前記のいずれにも分類されない水産動物類（がざみ類、うに類、いせえび、餌むし等）	
海 藻 類	こんぶ類		まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ〔こんぶ属〕
	わかめ類		わかめ、ひろめ
	のり類		すさびのり、あさくさのり〔あまのり属〕、ひとえぐさ〔あおさ属〕、すじあおのり〔あおのり属〕
	もずく類		もずく、おきなわもずく、ふともずく
	その他の海藻類		前記のいずれにも分類されない海藻類（まつも等）
真珠		真珠（海水産の真珠母貝により生産されるもの）	

養 殖 魚 種			定 義 等 (標 準 和 名)
種 苗	ぶり類種苗		ふ化の翌年の5月31日までのもののうちもじゃこを除いたもの及びふ化の翌年の6月1日からその翌年の5月31日までのもの
	まだい種苗	稚魚	天然種苗並びに人工的に採卵し、ふ化させ、及び飼育した人工種苗
		1・2年魚	ふ化の翌年の5月31日までのもののうち稚魚を除いたもの及びふ化の翌年の6月1日からその翌年の5月31日までのもの
	ひらめ種苗		ひらめ種苗
	真珠母貝		あこやがい、まべがい、くろちょうがい等
	ほたてがい種苗		ほたてがい種苗
	かき類種苗		かき類種苗
	くるまえび種苗		くるまえび種苗
	わかめ類種苗		わかめ類種苗
	の種り苗類	網ひび	のりの殻胞子を付着させた網（種網）
		貝がら	のりの果胞子が貝がらに穿入（＝せんにゅう）し、糸状体となったもの

ウ のり類の製品形態区分

製 品 形 態 区 分		内 容 例 示
板 の り	くろのり	あさくさのり、すざびのり、うっぷるいのり等（以下「くろのり」という。）を板のりにしたもので、あおのりが混じっていないもの
	まぜのり	くろのりにあおのり（「あおさ」及び「ひとえぐさ」をいう。）以下同じ。）が混ざっているものを板のりにしたもの
	あおのり	あおのりを板のりにしたもの
ばらのり（干重量）		つくだに等の加工用とするため乾燥した「のり」で板のりとししないもの。一般にあおのりが多く用いられている。
その他（生重量）		前記のいずれにも区分されないもの

注： 生のり（湿潤のままの「のり」）で販売されたもので、その後「板のり」及び「ばらのり」に加工されることが判明した場合は、加工後のそれぞれの製品形態区分に換算して計上する。不明の場合は、「その他」に計上する。

(4) 内水面漁業生産統計調査に用いる分類の定義

ア 内水面漁業魚種分類

魚種分類			該当する魚種名等
魚 類	さ け ・ ま す 類	さけ類	しろざけ（「ときしらず」、「あきざけ」と称する地方もある。）、ぎんざけ、ますのすけ等
		からふとます	からふとます（「せっぱります」と称する地方もある。）
		さくらます	さくらます（「ます」、「ほんます」、「まます」と称する地方もある。）
		その他のさけ・ます類	ひめます（べにざけの陸封性）、にじます、ブラウントラウト、やまめ（さくらますの陸封性、「やまべ」と称する地方もある。）、いわな、おしよろこま、かわます、ごぎ、えぞいわな、びわます（あまご）、いわめ、いとう等
	わかさぎ		わかさぎ
	あゆ		あゆ
	しらうお		しらうお
	こい		こい
	ふな		ふな（きんぶな、ぎんぶな、げんごろうぶな、かわちぶな等）
	うぐい・おいかわ		うぐい、まるた、おいかわ（「やまべ」、「はや」、「はえ」と称する地方もある。）
	うなぎ		うなぎ
	はぜ類		まはぜ、ひめはぜ、うろはぜ、ちちぶはぜ、じゃこはぜ、あしじろはぜ、ごくらくはぜ、どんこ、かわあなご、いさざ、しろうお、よしのぼり、ぶりんご、ちちぶ、うきごり等
	その他の魚類		上記以外の魚類（どじょう、ふくどじょう、あじめどじょう、しまどじょう、ぼら、めなだ、かじか、なまず、もろこ、にごい、ししやも、らいぎよ、そうぎよ等）
貝 類	しじみ		やまとしじみ、ましじみ、せたしじみ等
	その他の貝類		しじみ以外の貝類
水 産 動 植 物 類 そ の 他 の	えび類		すじえび、てながえび、ぬかえび等（ざりがにを除く。）
	その他の水産動植物類		上記以外の水産動植物類（さざあみ、やつめうなぎ、かに、藻類等）

イ 内水面養殖業魚種分類

魚種分類			該当する魚種名等
魚 類	ま す 類	にじます	にじます、ドナルドソン
		その他のます類	やまめ、あまご、いわな等
	あゆ		あゆ
	こい		こい
	うなぎ		うなぎ
	にしきごい		にしきごい

ウ 3 湖沼漁業魚種分類

(ア) 琵琶湖

魚種分類		該当する魚種名等
魚	わかさぎ	わかさぎ
	ます	びわます
	こあゆ	こあゆ（ひうお（こあゆの稚魚）を含む。）
	こい	こい
	ふな	にごろぶな
		にごろぶな以外のふな
	うぐい・おいかわ	
	うなぎ	
	はぜ類	いさざ
		いさざ以外のはぜ類
	もろこ類	ほんもろこ
		もろこ（ほんもろこ）以外のもろこ類（すぐもろこ、でめもろこ等を含む。）
	はす	
	その他の魚類	
貝類	しじみ	せたしじみ
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類
水産動物類 その他の	えび類	すじえび、てながえび
	その他の水産動物類	前記以外のいずれにも分類されない水産動物類

(イ) 霞ヶ浦及び北浦

魚種分類		該当する魚種名等
魚	わかさぎ	わかさぎ
	しらうお	しらうお
	こい	こい
	ふな	ふな
	うなぎ	うなぎ
	はぜ類	まはぜ、ひめはぜ
	ぼら類	ぼら、めなだ
	その他の魚類	前記以外のいずれにも分類されない魚種（たなご類、さより、どじょう類、すずき、ひがい、れんぎょ、そうぎょ、らいぎょ、ブラックバス等）
貝類	しじみ	やまとしじみ
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類（からすがい（たんがい）、いけちょうがい）
水産動物類 その他の	えび類	すじえび、てながえび
	その他の水産動物類	前記以外のいずれにも分類されない水産動物類

エ 3 湖沼漁業種類分類

(ア) 琵琶湖

漁業種類分類	定 義
底びき網	小型動力船で底びき網又は貝けた網を使用して行う漁業（沖びき網、貝びき網等）
敷網	四方形の敷網又はさで網を使用して行う漁業（四つ手網、追いさで網（あゆをとることを目的として、さで網を使用し鵜竿（＝うざお）等で威嚇して魚を追い込む漁業））
刺網	刺網を使用して行う漁業（荒目小糸網、細目小糸網）
定置網	第2種共同漁業権により定められた一定の場所に漁網を定置して、あるいは竹す又は網でえりを設置して行う漁業（落とし網、えり）及び河川を横断して杭を打ち竹すでやなを敷設して川をせき止めて魚をとる漁業（やな）
採貝	手がき漁具を使用して貝をとる漁業
かご類	竹で編んだ円筒形の巣かごや網で編んだもんどり及びたつべ（竹で編んだかご）を使用する漁業
あゆ沖すくい	小型動力漁船で船首にすくい網を固定し、あゆをすくいをとることを目的とする漁業
投網	人力によって網を投げて魚をとる漁業
その他の漁業	上記以外の漁業

(イ) 霞ヶ浦及び北浦

漁業種類分類	定 義
底びき網	底びき網を使用して行う漁業（わかさぎ・しらうおびき網、帆びき網、いさざごろびき網）
刺網	刺網を使用して行う漁業
定置網	漁具を定置して行う漁業
採貝	貝類をとることを目的とする漁業
その他の漁業	上記以外の漁業

オ 3 湖沼養殖業魚種分類

魚種分類			該当する魚種名等
食 用	さ け ・ ま す 類	にじます	にじます
		その他のさけ・ます類	にじます以外のさけ・ます類
	あゆ		あゆ
	こい		こい
	うなぎ		うなぎ
	その他		前記のいずれにも分類されない魚類
真珠			真珠（淡水産の真珠母貝により生産されるもの）
種 苗	卵	ます類	ます類の卵
	稚魚	ます類	ます類の稚魚
		あゆ	あゆの稚魚
		こい	こいの稚魚
	その他の種苗		前記のいずれにも分類されない種苗

(6) 漁業・養殖業水域別生産統計の世界水域区分図

図中の○付数字は、国際連合食糧農業機関（F A O）の水域区分番号である。

